

●香川県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年9月28日から同年10月19日まで一般の縦覧に供する。

平成19年9月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市菅沢町字堀越1112番1地 先から	前	5.9~14.3	190	道路改修事業に 伴う現道拡幅
高松市菅沢町字辻峠1058番2地 先まで	後	8.1~19.7	190	